

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について

－航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局に新たなシステムを追加－

1 改正の背景

航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局について、2017年にインマルサットの第4世代システムである「インマルサットBGAN型(Swift Broadband)」(現在国内では携帯移動地球局としてのみ利用可能)の利用が国際民間航空機関(ICA0)において承認され、インマルサットSwiftBroadband-Safetyとして海外では既に利用されている。

我が国においても当該システムの導入に向けた制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成したので、当該改正案に対して意見を募集するもの。

2 省令改正概要

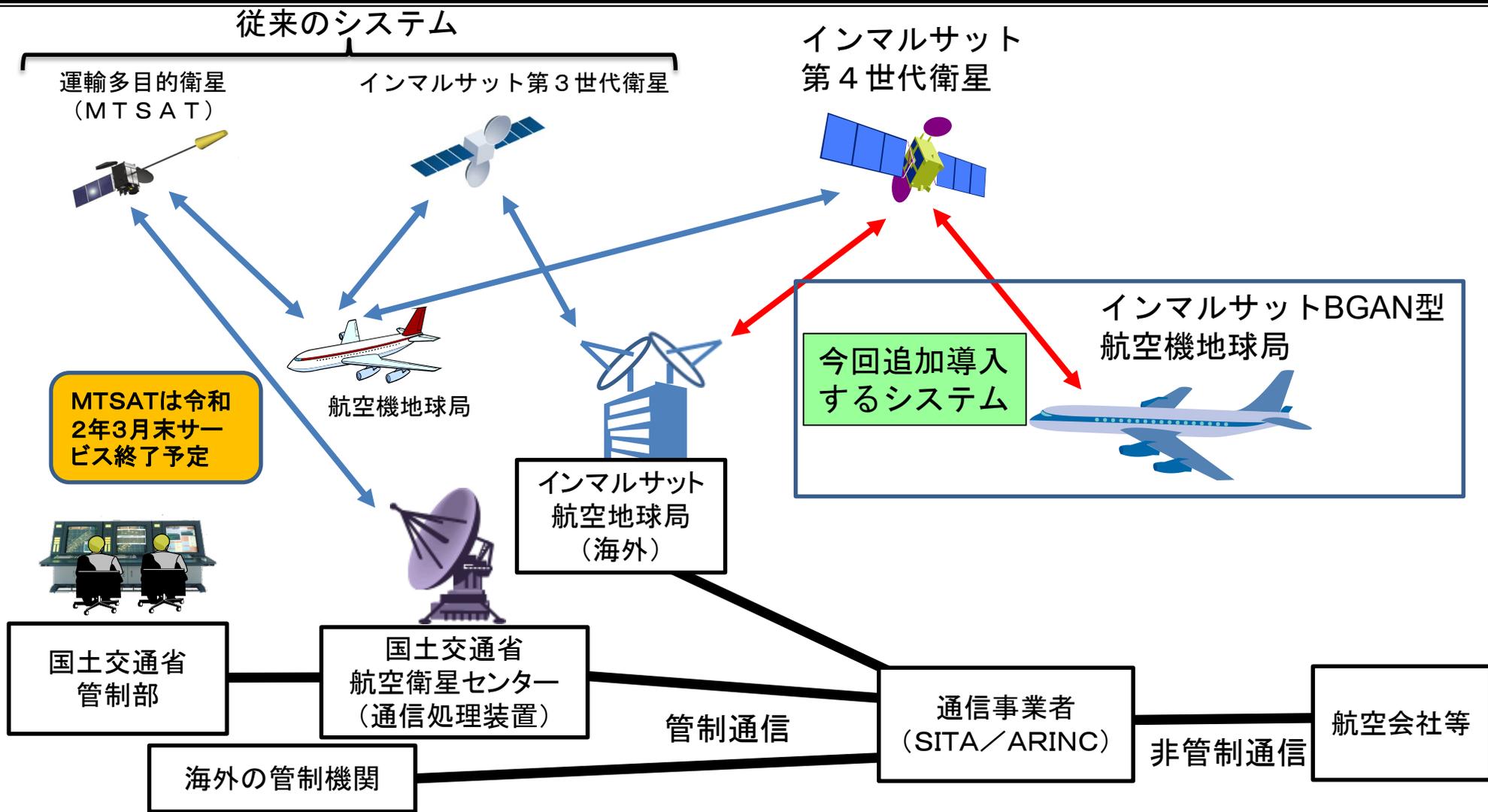
- (1) 「航空機地球局のインマルサットBGAN型の空中線電力の表示を規定」
主搬送波の変調の型式「D」の項の平均電力表示設備として、航空機地球局のインマルサットBGAN型を追加
(電波法施行規則第4条の4)
- (2) 「航空機地球局の聴守電波の電波型式の追加」
電波法70条の4の規定による航空機地球局の聴守電波の電波型式として「インマルサットBGAN型」の電波型式である「D7W」を追加する。
(運用規則第146条第5項)
- (3) 「航空機地球局の無線設備に「インマルサットBGAN型」の技術的条件を追加」
(第45条の20第3項)
また、当該システムの各許容値を規定する。
(設備規則第24条第28項、別表第1号注40、別表第2号第31、別表第3号37)

3 告示改正等概要

- (1) 「常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数」(平成5年郵政省告示第302号)の一部改正
インマルサットM型、ミニM型の廃止に伴う改正
- (2) 「外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実」(平成15年総務省告示第344号)の一部改正
インマルサットM型、ミニM型の廃止に伴う改正
- (3) 「無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第二十四条第二十八項及び第四十五条の二十第三項第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件」
インマルサットBGANの送信装置、受信装置の技術的条件(漏えい電力等)の規定
(新規告示)

4 施行期日

電波監理審議会答申を受けた場合は、速やかに関係省令等を改正予定。



・航空機の洋上管制は、短波通信の他、衛星通信（音声／データ）が活用されており、国内では、静止衛星である国土交通省が運用する運輸多目的衛星（MTSAT）とインマルサットシステム（第3世代システム）が活用されている。

・インマルサット第4世代システムである「インマルサットBGAN型（Swift Broadband）」についても国際民間航空機関（ICAO）において承認され海外では既に利用されており、今般国内の航空運送事業者から管制通信利用の要望があったことから、「インマルサットBGAN型についても航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局の設備として搭載が可能となるよう制度整備を行うものである。」

航空機地球局等各システムの比較（参考）

	航空機地球局 (航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うもの)	
	MTSAT	インマルサット
衛星数、エリア	静止衛星1基 (東経145度) (アジア、西太平洋)	静止衛星4基 (極域除く全世界)
衛星軌道高度	36,000km	
免許人	航空運送事業者(JAL、ANA等)	電気通信事業者(KDDI)
局数	199局	277局
個別／包括	個別免許	
定期検査	2年周期	
無線従事者	航空無線通信士以上	
運用義務	有	
聴守義務	有	
通信の優先順位	有	
備付け書類	必要	

※航空機地球局にはこの他に、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わない局もある。
(Ku帯 gogo社、パナソニックアビオニクス 包括免許)